

## ▶ コンプライアンス

東洋インキグループのコンプライアンス活動は、「社員一人ひとりがコンプライアンスを考えることが重要である」という考えのもと、日常業務を通してコンプライアンスに関する議論を重ねていくことにより、法令遵守に対する意識が着実に浸透している状態を目指しています。

### ビジネス行動基準

東洋インキグループを支えてくださる皆様の信頼と満足に応えるために、東洋インキグループで働くすべて

の人が、社会的責任・企業倫理を自覚し、自らを律し、自主的に取り組む姿勢をもって行動する指針として、取締役会の承認を得て「東洋インキグループビジネス行動基準」を定めています。

日本国内においては、東洋インキグループで働く全員に冊子を配布するとともに、毎年のコンプライアンス活動の中で、内容の確認を実施しています。海外拠点へも英語版、中国語版を配布しています。いずれも、東洋インキグループの理念体系の浸透に当たって活用しています。

#### 「ビジネス行動基準」より抜粋

「東洋インキグループビジネス行動基準」では、以下の7つの基本原則を掲げ、それぞれの基本原則に具体的な行動基準を落とし込んでいます。

##### 基本原則

- I. 顧客満足度の向上
- II. 個の多様性の尊重
- III. 社会との共生
- IV. 株主満足度の向上
- V. 法令の遵守
- VI. 社員の立場と責務
- VII. 運営体制と遵守プログラム

##### 基本原則 V. 法令の遵守（一部）

1. 公正かつ自由な競争を堅持する（独占禁止法の遵守）  
独占禁止法や海外の競争法を理解、留意し、カルテル行為を決して実施しない。
2. インサイダー取引を行わない  
自らがインサイダー取引をしないことはもちろん、家族などに対してインサイダー取引に繋がる情報提供を行わない。
3. 国際取引ルールを尊重する  
各国、各地域の文化を尊重し、法律や社会規範を遵守する。
4. 厳正な輸出入管理を行う  
日本国法令、米国輸出管理規制および安全保障に関する海外の法令を遵守する。
5. 化学物質管理を適正に行う  
グローバルな展開を図る化学メーカーとして、国内の化学物質管理関連法令のみならず海外における関連法令を遵守する。
6. 情報を適切に入手、使用し管理する  
情報が大切な資産であることを認識し、正しく管理する。  
また、他社の秘密情報の不正な入手や、退職後の秘密情報の漏洩、不正使用を行わない。
7. 個人情報を保護する  
個人情報を取り扱う場合には、個人の権利・利益を侵害しないよう、法令に従って入手、使用し管理する。
8. 政治献金をしない  
いかなる政党、政治団体または公職の候補者に対しても、会社の財産を政治献金として用いない。  
また、いかなる形であっても、他人に政治献金を出させたり、特定の政党や立候補者の支持をするよう、直接的・間接的な圧力をかけない。
9. 公務員に賄賂を贈らない  
官公庁との取引にあたって、民間企業間の慣行とは異なる点を踏まえ、法規をよく理解し、遵守する。  
国内、外国を問わず、公務員に金品を提供したり、何らかの便宜を図ったりしない。
10. 架空取引、介入取引を実施しない  
売上は、実際に製品の販売やサービスの提供を行ったことにより実現したものに限る旨を認識し、業務を行う。

(1998年10月制定 2014年4月1日改定)

## 2021年度のコンプライアンス活動方針

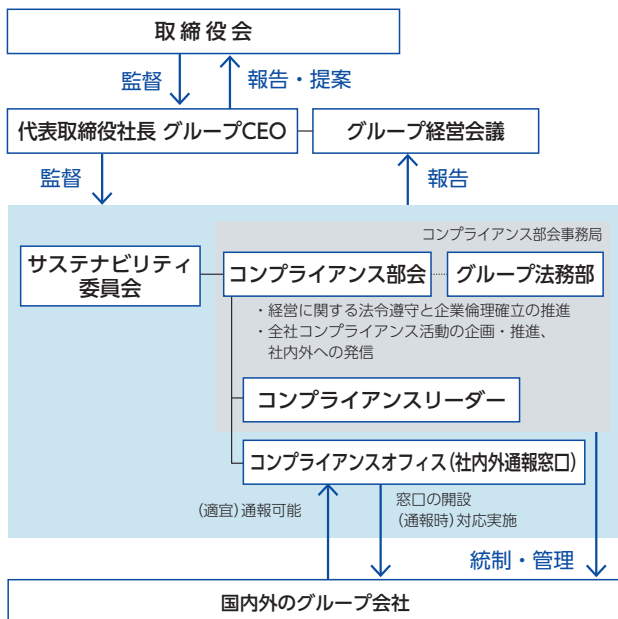
CSR経営の信頼を支える堅実な企業基盤を築くため、「時代を超えた不変の柱」である経営理念のもと、持続的かつ健全な成長に向けたガバナンスを強化するコンプライアンス施策を実施する。

1. グループの健全な風土を醸成するコンプライアンス活動の先導
2. 国内・海外法務リスク体制の整備強化&モニタリング
3. 重大法務リスク防止に重点をおいたコンプライアンス教育

## コンプライアンス体制

サステナビリティ委員会のコンプライアンス部会が主体となり、コンプライアンスに対する考え方の発信や、法令などの教育を全社的に行っています。また、各拠点のコンプライアンスリーダーが中心となって、日常業務にかかわるコンプライアンスについて意識を高めるための機会を積極的に設けています。

## ▼ コンプライアンス体制(2022年度)



※P.9「サステナビリティ推進体制(2022年度)」より抜粋・加筆

## 内部通報制度

コンプライアンスに関する相談・通報窓口として、社内外にコンプライアンスオフィスを設置するとともに、「コンプライアンスオフィス運用規程」を定め、相談・通報窓口の公正かつ適正な運用を図っています。法令違反行為(贈賄などの腐敗行為、独占禁止法違反行為などを含む)および社内規程違反行為を中心に相談・通報の対象としています。窓口寄せられた相談・通報に基づき事実関係を調査し、問題発生の際には、速や

かに対策を講じています。また、相談・通報者の保護と秘密保持に最大限配慮しています。なお、2021年度のコンプライアンスオフィスへの相談・通報に関して、重大なリスクにつながるものはありませんでした。

## 2021年度の主な活動

## ■ 上期コンプライアンス拠点ミーティングの開催(5~7月)

コンプライアンス活動の旗振り役を担うコンプライアンスリーダーが、感染対策を行いつつウェブ会議などで、グループ共通の資料をもとに、拠点ミーティング(3,456名参加)を開催し、課題抽出と解決策の策定・実行を推進しました。

## ■ コンプライアンス強化月間を10月に開催

新型コロナウイルス感染拡大防止に留意しつつ、拠点ミーティングを開催(3,740名参加)し、各拠点で抽出された課題への対応状況や新たなリスク発生の確認・検討などを行い、CSRやコンプライアンス意識の定着・向上および強化を図りました。また、各言語に翻訳した「東洋インキグループビジネス行動基準」の解説資料(海外拠点で起こり得る、腐敗行為防止についての教育内容も含む)を海外関係会社の全駐在員に送付するとともに、現地スタッフを含めた拠点ミーティングの開催を依頼し、コンプライアンス意識の啓発強化を行いました。

## ■ コンプライアンス教育

「新入社員向けコンプライアンス講習会」「海外赴任前研修」など各階層・職務に合わせたプログラムを開催しました。また、独占禁止法講習会(全28回開催、857名参加)、下請法講習会(全24回開催、544名参加)、秘密情報取扱講習会(全31回開催、1,065名参加)をウェブにて開催しました。さらに、全社員に配布しているコンプライアンス事例集の読み合わせなど、部門単位での活動も実施しています。

## 定期的に研修で取り上げているテーマ例

- 独占禁止法
- 下請法
- 不正競争防止法
- 検査不正
- 肖像権
- 個人情報保護法
- 公益通報者保護法
- 贈賄
- インサイダー取引
- ハラスメント (パワハラ、セクハラなど)

## ■ 誠実な組織づくりを目的としたコンプライアンス監査

2021年度は、公正取引委員会が過去公表したQ&Aをもとに、下請法を遵守した取引を実施しているかに関するアンケートを下請法対象取引が発生する全グループ会社を実施しました。結果として、違法な取引は確認されませんでした。

## ■ 海外法務リスクへの対応

海外拠点でも、内部通報窓口を設置のうえ、現地スタッフへの継続的な周知を行っています。また、中国においては「贈収賄禁止規程」に基づき半期に一度、現地の運用状況を確認しています。

## 公正な取引

「東洋インキグループビジネス行動基準」において、公正かつ自由な競争を堅持すると定めており、各国・地域の公正な競争および公正な取引に関する法令や規制に準拠した企業活動を進めています。

## ■ 腐敗・汚職の防止

### ・ 基本的な考え方

東洋インキグループでは、腐敗・汚職について全面的に禁止する方針を打ち出しており、東洋インキグループで働く全員に配布している「東洋インキグループビジネス行動基準」において、「不適切な謝礼、贈物の禁止」、「政治献金の禁止」、「公務員への贈賄禁止」などの腐敗・汚職を禁止する旨を明記しています。

### ・ 腐敗防止の体制・教育

腐敗・汚職の禁止を明記した、「東洋インキグループビジネス行動基準」を東洋インキグループで働く全員に配布し、東洋インキグループの理念を繰り返し周知しています。また、毎年のコンプライアンス活動において、腐敗・汚職などの事例を定期的に取り上げ、全拠点での発生防止に向けた取り組みを実施しています。リスクと思われる事案や重大な問題が発生した場合は、リスクマネジメント部会が定めた対応フローに従い、取締役会に報告するとともに、リスクマネジメント部会が関係部署と対応します。また、社内外に設置しているコンプライアンスオフィスにて、腐敗・汚職に対する内容も含めてそれらの法令違反行為について、相談・通報を受け付ける体制を整えています。

## ・ 違反実績

2021年度も、腐敗・汚職に関する違反および、それに伴う従業員への懲戒(解雇を含む)と、罰金・罰則はありませんでした。

## ■ 独占禁止法への対応

毎年、販売活動に携わるすべての社員を対象に、独占禁止法講習会を実施しています。また、全社員に独占禁止法遵守マニュアルを配布し、独占禁止法に対する知識定着を図っています。さらに、同業他社との接触について、事前申請を原則とする社内ルールを運用し、カルテルにつながる行為が起らない仕組みを構築しています。

2021年度も、独占禁止法違反はありませんでした。

## ■ 下請法の遵守

下請法の遵守徹底に向けて、製造や運送に携わる全社員への下請法講習会を継続的に実施しています。

## ■ インサイダー取引の防止

「東洋インキグループビジネス行動基準」において、インサイダー取引の禁止を明記しています。

## ■ 反社会的勢力への対応

「東洋インキグループビジネス行動基準」において、反社会的勢力・団体とは一切の関係を持たないことを明記しています。